

セミナー・イベントを開催しました！

5/2

県立春日井高等学校定時制課程の生徒のみなさんにデートDVについてのセミナーを行いました。

5/8

公立春日井小牧看護専門学校の学生のみさんに医療従事者として知っておいてもらいたいDVについてのセミナーを行いました。

5/11

わいわいカーニバルで「ジャンボジェンダーかるたとり」を行いました。



「ジャンボジェンダーかるたとり」の様子

● 相談窓口 ●

託児付面接相談を始めました！（予約制）

★実施日／第1火曜日の13：30～15：30、第3土曜日の10：00～12：00

レディヤンかすがいでの相談中、無料でお子様をお預かりします。お子様のいる方も、安心してご相談ください。ご希望の方は、相談日の1週間前までにお申し込みください。（☎85-7867まで）

相 談	曜 日	時 間	電 話
D V 相 談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～日曜日	9:00～12:00 13:00～17:00	☎85-7867
女 性 の 悩 み 相 談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～金曜日	13:00～16:30	☎85-7871
女性のための法律相談 (面接相談のみ、予約制)	第1～4土曜日	10:00～12:00	☎85-4188 予約受付 (9:00～17:00)

※相談員はすべて女性です。

●春日井市オンラインDVほっと相談（メール相談） <http://www.soudan-kasugai.jp/>

24時間受付
返信は火～日曜日 8:30～17:15



携帯電話からのご利用は、
こちらからどうぞ。



●その他の相談窓口

愛知県女性相談センター（女性悩みごと電話相談） ☎052-962-2527

月～金曜日 9:00～21:00、土・日曜日 9:00～16:00（祝日、年末年始は休み）

ステーキ&しゃぶしゃぶ EPICUREAN なかむら屋



総合ビルメンテナンス
株式会社ソーエイ

空調・給排水設備管理、清掃管理等
春日井市熊野町629-2
☎ 0568-56-0868
✉ so-ei@rouge.plala.or.jp

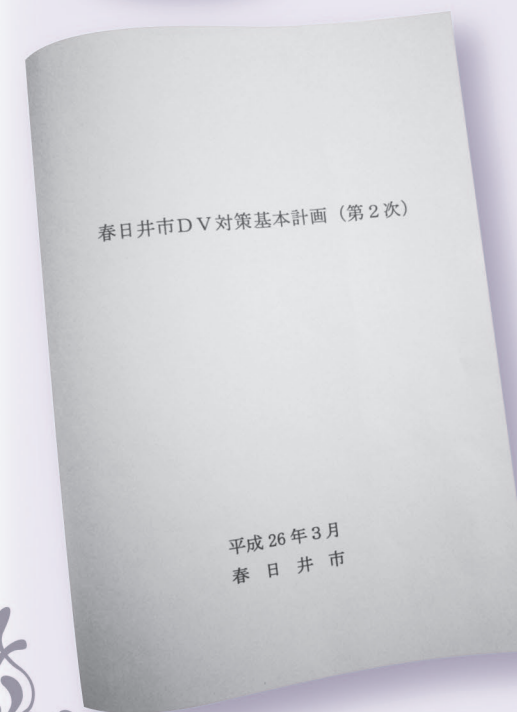
かすがい市男女共同参画情報紙『はるか』vol.36 2014年7月発行

企画・編集・発行 春日井市民生活部男女共同参画課 〒486-0844 春日井市鳥居松町2-247

TEL: 0568-85-4401 FAX: 0568-85-7890 Eメール: danjo@city.kasugai.lg.jp



◆特集◆ 春日井市DV対策基本計画（第2次）を策定しました



◆平成13年4月◆

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立

◆平成21年3月◆

「春日井市DV対策基本計画」策定

◆平成25年6月◆

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立



とうふうくん

DV対策基本計画（第2次）を策定しました！ ～人権が尊重される DVのない社会の実現～

基本目標

1

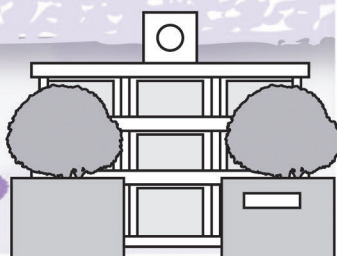
DV防止のための 啓発・教育の推進

〈施策の方向〉 1 市民への広報・啓発の充実
2 若年層への教育・啓発の充実
3 加害者に対する取組

DVは、犯罪にもつながる重大な人権侵害です。みなさんがDVに対する正しい理解と認識が得られるよう、広報、ホームページ、情報紙「はるか」などで啓発します。

小中学校では、人権を尊重する教育を実施します。また、中学生、高校生、大学生を対象に、交際相手からの暴力問題について考える機会として、セミナーを実施したり、デートDV防止のパンフレットを配布します。

デートDVセミナーを行う
学校を募集しています。
お問い合わせは
男女共同参画課まで！



基本目標

3

被害者の安全確保の徹底

〈施策の方向〉 1 被害者情報の保護
2 保護体制の充実

被害者の安全な生活が壊れることのないよう、被害者情報の保護・管理を徹底します。また、状況に応じて警察等、関係機関と連携し、被害者及び同伴家族の安全を確保します。



基本目標

2

相談体制の充実

〈施策の方向〉 1 安心して相談できる体制づくり
2 相談員の資質向上
3 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実

被害者にとって、もっとも身近で、安心して相談できる窓口の情報を記載したパンフレットなどを配布します。

多様な相談内容に対応できるよう、相談員研修を実施します。また、誰もが安心して相談が受けられるよう、より多くの機関・団体等と連携し、通訳（手話通訳など）の確保などに努めます。



基本目標

4

被害者の自立支援の充実

〈施策の方向〉 1 生活再建への支援
2 精神的な支援
3 子どもへの支援
4 高齢者、障がい者、外国人への支援

生活再建への支援として、住宅や就労の確保などの情報提供や助言を行います。また、精神的なケアが必要な場合、医療機関や自助グループの情報を提供します。

児童相談センター等と連携し、DVがある家庭に育った子どもの心理的ケアを実施します。

高齢者、障がい者、外国人の保護や自立支援に向け、地域包括支援センター等、関係機関と連携を図ります。

基本目標

5

推進体制の充実

〈施策の方向〉 1 職員等に対する研修の充実
2 苦情に対する適切な対応
3 庁内の連携体制の強化
4 関係機関・民間団体等との協力・連携

被害者への適切な対応や情報提供を行うため、DVやDV被害者について理解し、窓口での二次被害*を与えないよう、職員等に対する研修を充実させます。

被害者が安心して情報提供と支援が受けられるよう、関係各課や関係機関等との連携を図ります。

※二次被害…支援者からの心ない言動によって、更に被害者が傷ついてしまうこと。